# 日本災害食 認証基準

2022. 1.17 改定

2020. 8.09 改定

2019. 1.22 改定

2018. 8.19 改定

2018. 3.17 改定

2017. 1.22 改定

2016. 3.21 改定

2015. 1.06 制定

## 日本災害食学会

																																( ]	頁)	
用	語の	定	義	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	, -	. ,	
1.	目	的	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	
2.	遵	守す	~べ	き	国	内	法	令	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	
3.	要	求事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	
4.	申	請•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	
5.	審	查•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	4	
6.	学	会認	証	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	
7.	表	示う	べべ	ル	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	
8.	認	証期	間	, ;	変	更	`	更	新	及	び	認	証	の	取	り	消	し	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	
9.	費	用・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	
10	. ?	この作	也	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7	
11	. 랭	女定	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		7	
日之	本災	《害》	食	酉	己慮	割	ij	頁	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8	~ 9	
補	足部	说明		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•		•	•	•	1	0	~ 1	1
手	続き	*案	内	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2	$\sim 1$	4
認	証申	請	書	桪	包	Ì A	Λ	(-	一舟	安月	月)		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	1	5	~ 2	6
認認	証申	詩	書	梎	包	Ì.	3	(与	≅甘	i F	34	大食	定部	忍訂	E占	占月	])	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	2	7	<b>∼</b> 3	8
審	査シ	/—	ト	•	•	•	•																					•				, [	3 9	

### 用語の定義

### 1. 災害食

- ① 「いつものように食べることができない時の食のあり方」という意味で災害食を考え、避難所や自宅で被災生活をする高齢者や乳幼児、障害者や疾病患者など日常の社会においても特定の食事を必要とする人々、さらに救援活動に従事する人々など、被災地で生活、活動するすべての人々に必要な食をいう。
- ② 日常食の延長線上にあり、室温で保存できる食品及び飲料はすべて災害食となりうる。
- ③ 加工食品(飲料を含む)及び災害時に限定された熱源、水により可能となる調理の工夫も含める。

### 2. 日本災害食

災害食の内、災害時に役立つこと、及び日常でも積極的に利用可能な加工食品について、日本災害食学会が示す「日本災害食 認証基準」(以下「認証基準」と略す)を満たしていることを学会が認めた食品をいう。

### 3. 宇宙日本食

国際宇宙ステーションに長期滞在する宇宙飛行士の健康やパフォーマンスの維持向上 を目的として、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)が宇宙日本食認証基準 を満たしていることを認めた食品をいう。

### 1. 目的

本認証基準は日本災害食学会が、自助・共助・公助による災害時の食の備えの促進を図ることを目的とし、適切な災害食の選定に資するために、日本災害食として認証の基準、認定のプロセス、申請手続きを定める。認証を希望する申請企業は、本認証基準に則り、認証を受けるものとする。

### 2. 遵守すべき国内法令

食品衛生法など食品に関わる国内法令を遵守すること。

#### 3. 要求事項

日本災害食として認証を受けるために、以下の要求を満足すること。

なお、宇宙日本食に認証済みの食品(以下、「宇宙日本食認証品」という)として認証を受ける場合は、JAXAが宇宙日本食の審査の過程で確認済みの日本災害食の要求項目については、審査対象外とする。

#### 3.1 食品の範囲

- (1) 日本人の食生活において馴染みがあり、かつ災害時に有用な食品(サプリメント等を含む)であること。
- (2) 下記のいずれかの条件で喫食できること。
  - ①そのまま喫食できる
  - ②温めれば喫食できる(発熱剤が付いている)
  - ③注水すれば喫食できる
  - ④注湯すれば喫食できる
  - ⑤温めれば喫食できる(熱源が必要である)

### 3.2 開発・製造・供給の体制

日本災害食の開発・製造・継続的な供給を行うために十分な体制を有すること。

#### 3.3 設備の設置場所

製造は固定場所で行うこと。但し、国内・国外を問わない。

### 3.4 有すべき設備

日本災害食の製造及び検査に必要な設備を有すること。

#### 3.5 衛生管理体制

次のいずれかの基準を満たす施設にて製造を行うこと。

(1) ISO22000、FSSC22000 等の国際規格の認証を取得している施設。

### (2) JAS 認定工場

- (3) 上記(1)から(3)には該当しないが、HACCP に沿った衛生管理計画を有し、自治体等の認証を受けているか、管轄の保健所による検査などで衛生管理に問題ないことが明確である施設。
- 3.6 食品に対する要求
- 3.6.1 品質
  - (1) 常温\*で輸送、保管、販売できる製品であること。
  - (2)1年以上の販売実績があること(宇宙日本食認証品は不要とする)。\*

### 3.6.2 保存性

- (1) 常温で6か月以上の賞味期間があること。
- (2) 以下のいずれかの方法で、賞味期間を保証すること。\*
  - a. 実賞味期間を保証できる保存試験を実施。実施機関は(3)に規定する機関または品質保証体制が確立されている自社の試験部門とする。
  - b. 加速試験など、期間を短縮して保存試験を実施する場合は、加速率の根拠を示す こと。
  - c. 賞味期間を科学的または合理的に説明できる場合は、保存期間の短縮又は保存試験の一部(又は全部)を省略することができる。\*
  - (3) 保存試験等において、検査を実施する機関は、以下のいずれかの基準を満足すること。
    - a. 食品衛生法に基づく登録検査機関であること。
    - b. 健康増進法に基づく登録試験機関であること。
- c. JAB (The Japan Accreditation Board for Conformity Assessment:公益財団法人日本適合性認定協会)から(ISO/IEC 17025 試験及び校正を行う試験所の能力に関する一般要求事項)に基づき試験所認定を受けた機関であること。

### 3.6.3 保管·輸送性

- (1) 常温での保管・輸送が可能であること。
- (2) 高温低温(常温の範囲を超える)になる場所(屋外倉庫・車内など)での保管・輸送が可能とする場合は、根拠を提示すること。

#### 3.6.4 容器包装

- (1) 輸送、保存中の温度・湿度変化に耐え、積み重ねても損傷しにくいなど強靭な包装容器を用いること。
- (2) 外装は、輸送・保管上の強度を有すること。

### 4. 申請

申請者は、日本災害食認証申請書一式、製品サンプル 5 個を日本災害食学会に提出するとともに、所定の申請料を支払うこと。

#### 4.1 認証申請書

- (1) 申請書及び添付の資料によって、申請食品が 3 項の要求を満たすことを保証すること。
- (2) 申請者はword/excel、および各word/excelのPDF版、製品写真はjpgでメール提出すること。
- (3) 申請書作成に当たっては、下記の事項に留意すること。
  - a. 表紙(様式1)には申請者の社名、住所、氏名、役職、連絡先等を含むこと。
  - b. 各種認証を取得している場合は、認証を証明する資料を、それらに該当しない場合は、衛生管理計画書及び所轄保健所による食品衛生 監視票(直近のもの)、またはそれに代わる資料を添付すること。
  - c. 材質・構成を説明する資料、特徴を説明する資料 (例えば、耐水性がある、被 災環境でも開封しやすい)、外装に関わる資料を添付すること。
  - d. 表示については、製品及びカートンに使用する認証ロゴマークとその位置を説明し、資料を添付すること。
  - e. 保存試験および検査結果、微生物検査、官能検査、理化学検査(必要に応じて) の結果を証明する資料を添付すること。

### 4.2 製品サンプル等

- (1)5個
- (2) パンフレット、及びホームページに製品説明がある場合は該当箇所のコピーを提出すること。

### 5. 審査

### 5.1 書類審査

日本災害食学会・認証委員会(以下、「認証委員会」という)は、申請書等が認証基準 を満足しているか評価を行う。

### 5.2 調理等適合検査

検査に必要なサンプルを用いて、喫食に問題がないか、災害時にラベルの表示通りに食べられるかどうかなどの確認を行う。

#### 5.3 立ち入り検査

認証委員会が現地立ち入り検査を必要と判断した場合は、申請者の費用負担において検査を行う。

### 6. 学会認証

- 6.1 日本災害食学会は、審査結果を踏まえ認証の可否を決定し、認証する食品には認証番号を記載した認証書を申請企業宛でに発行する。認証食品は学会ホームページなどで周知する。
  - 6.2 認証食品にはできる限り速やかに認証ロゴマークを使用することが望ましい。 認証ロゴマークの近隣に「日本災害食」の認証取得の表記及び認証番号を併記すること。 表示は、製品又はカートンに表示するものとし、パンフレット、 ホームページなどに 記載することもできる。
  - 6.3 認証ロゴマークを使用した製品、カートン、パンフレット、ホームページのコピーなどをサンプルとして各1個(部)ずつ、もしくはそれと同等の写真を提出する。

#### 7. 表示ラベル

日本災害食は、喫食方法について下記の表示マークを使用することが望ましい(複数添付可)。なお、使用場所は製品表示、パンフレット、ホームページなどの方法は問わない。

認証ロゴマーク



表示ラベル



### 8. 認証期間、変更、更新及び認証の取り消し等

#### 8.1 日本災害食の認証期間

認証期間は 5 年間とする。但し、宇宙日本食認証品については、認証期限を宇宙日本 食と同一とし、宇宙日本食の認証が終了した場合は日本災害食の認証も終了するものと する。

### 8.2 申請内容の変更

認証期間中に(品名・食品の種類・製造分類が同じである限りにおいて)製造設備の設置場所及び製造設備及び食品の保存性及び原材料表示、包装デザインに変更を生じた場合、申請企業は、変更箇所を明記した様式(様式1、様式3、様式4、様式7、様式8)により申請すること。

\*

### 8.3 更新

申請企業が認証の更新を希望する場合、申請書(様式1)を提出することにより認証期間を延長することができる。更新日は、認証期間の最終日翌日とし、認証期間は5年間とする。更新の申請は認証期限の1年前から行うことができる。

宇宙日本食認証品は、宇宙日本食の認証を更新したことを示す書類を添付すること。

#### 8.4 取り下げ

申請企業が、認証を受けた食品の取り下げを希望する場合は、「認証食品名(認証番号)」「認証取り下げの理由」「取り下げの期日」について文書を提出すること。

#### 8.5 認証停止

認証食品の食品安全、または品質管理上で問題が生じた場合は、日本災害食認証を停止することができる。問題の解消が確認できれば、停止を解除することができる。

#### 8.6 取消し

以下の事象が発生した場合は、日本災害食の認証を取り消すことができる。

- ① 認証申請書の記述、並びに認証後の市販品の購入による品質確認などで虚偽があると判明した場合
- ② 申請企業に公助良俗に反する行為が認められた場合
- ③ 重大な問題の発生に対して、改善の事実が認められない、改善する意思が認められない場合

### 9. 費用

#### 新規申請時

審査料 1品目 5万円、同一設備の生産品追加 1品目につき 1万円 宇宙日本食認証品については、審査料はそれぞれ 2万5千円、5千円とする。 登録料 1品目5万円、同一設備の生産品追加1品目につき1万円

### 変更申請時

審査料 1品目 5000円

### 更新時

登録料 1品目 5万円、同一設備の生産品追加 1品目につき 1万円(ただし、日本災害 食学会の法人会員は無料)

認証通知書を希望する場合は手数料 1,000 円\*

### 10. その他

本基準に定めのない事項については、日本災害食学会理事会にて適宜協議するとともに、必要に応じて基準を改定する。

### 11. 改定

本基準の改定は、日本災害食学会理事会で審議し決定する。この決定に基づく改定後の認証基準は学会ホームページおよび印刷物などで周知する。改定結果が既認証食品に影響を与えると理事会が判断する場合は、その内容や適用の時期などについて、既認証食品の申請企業に通知する。

(了)

# 日本災害食 配慮事項

日本災害食は下記の事項に配慮することが望ましい。

1. 栄養面では、災害時に不足しがちなエネルギー・栄養素(たんぱく質・ビタミン・ミネラル等)に配慮すること。

参考資料:避難所における食事提供の計画・評価のために当面目標とする栄養の参照 量、一歳以上、一人一日当たり

エネルギー	2,000kcal
たんぱく質	55g
ビタミン B <sub>1</sub>	1.1mg
ビタミン B <sub>2</sub>	1.2mg
ビタミン C	100mg

平成23年4月21日事務連絡 厚生労働省健康局総務課 生活習慣病対策室

2. 災害時の役立ち度に配慮があることが望ましい。 役立ち度は、喫食方法のほかに、被災者の生活、活動の内容にも考慮が必要である。

### 2.1 要配慮者

被災者に配慮が必要な項目には避難方法、避難先での情報提供、避難先での集団生活のほかに被災時の食がある。被災時の食への配慮には、普段の生活においても特別に配慮された食品が必要な乳幼児、アレルギー患者、妊産婦、高齢者、栄養不良者、病者、障害者等が対象となる。食の配慮例として、下記の食品がある。

- ① 低たんぱく質食品、アレルゲン除去食品、無乳糖食品、総合栄養食品(濃厚流動食)、 妊産婦授乳婦用粉乳、乳児用調製粉乳、嚥下困難者用食品
- ② 脱水予防電解質入り飲料、ビタミン・ミネラル補給可能食品・飲料等

#### 2.2 災害時救援活動者

災害時に消火、救出、医療、応急復旧、避難所の運営などの初期対応に携わる活動者は、その活動を支えるに足る食事の質が必要となる。その活動は季節を問わず、 屋外での活動も想定することが必要である。具体的な役立ち度の事例として下記の 事項がある。

- ① 主食、副食の組み合わせがあり、継続して喫食できるメニューの種類がある
- ② 保存性・携帯性に優れている
- ③ 活動内容に応じたエネルギーがある

- ④ 温かく食べることができる
- ⑤ 包装容器が食器として使用できる
- ⑥ 軽量、小容量、かさばらない
- ⑦ おいしさ、満足度、腹持ちに配慮がある
- ⑧ 簡便性、箸・スプーンが付属している
- ⑨ 環境を問わず食べやすい
- ⑩ 食後の容器処理などに衛生的配慮がある
- 2.3 その他の役立ち度 水濡れ、保管容積などへの配慮

### 補足説明

3

- \* 宇宙日本食認証品として申請を行う場合に審査対象外となる要求項目は次のとおり。
- 申請食品の開発・運用の体制(様式2の一部)
- 製造設備の設置場所(様式3) 但し、宇宙日本食認証品と製造設備が異なる場合は審 査対象とする。
- 設備に関する資料(様式 4) 但し、宇宙日本食認証品と製造設備が異なる場合は審査 対象とする
- 衛生管理に関する資料(様式 5) 但し、宇宙日本食認証品と製造設備が異なる場合は 審査対象とする。
- 販売実績(様式6の一部)
- 保存性説明資料(様式 7) 但し、宇宙日本食認証品とパッケージを変更した場合は、 審査対象とする。
- 〇 栄養に関する説明資料 (様式 9) 但し、パッケージの栄養成分表示の確認等のために 提出が必要。

### 3.6

\* 常温

日本工業規格による「常温」の範囲 20°C  $\pm 15$ °C  $(5\sim35$ °C) (JISZ8703) とする。

\* 販売実績(1年以上)の判断に関して

同じ生産ラインで製造した類似製品の販売実績が1年以上存在する場合は、新製品であっても、1年の販売実績が存在するものとみなせる根拠および販売実績(期間と数量)を提出していただき、審査を受けることが可能である。

宇宙日本食認証品については、販売実績の情報を用いずに品質確認がなされていることから、販売実績を要求しない。

#### \*(保存性説明資料)

企業として責任を持ち賞味期間を保証していることを示すため、下記の資料を提出する必要がある。

- 品質保証体制図(自社の試験部門で保存試験を実施している場合は、品質管理体制が確立していることを示すため、責任者名を明記した体制図を提出する)。
- 保存性に関する試験等の資料 (規定する機関又は品質保証体制が確立されている自社の 試験部門で実施したもの)
  - •保存条件(温度、湿度、場所、期間等)
  - ・検査項目(この中で微生物検査と官能検査、必要に応じて理化学検査を実施) および 判定基準

- 検査結果
- ・ 試験結果に基づく結論

### \* 保存期間の短縮等を行った場合

加速試験の設定の根拠の説明や自社の実績、文献(該当部分の複写)などの資料を添付する。また、認証後、実際の賞味期間の保存を行い、設定した期間が妥当であることを確認すること。

#### 8.2

\*変更申請は、申請時提出済の様式を用いる。様式1の「変更」にチェックをし、理由を記入し、該当部分の見出しを赤色に変えるなど、変更箇所が判別可能になるように記入すること。審査を必要とする変更(製造 設備の場所、保存性)以外の変更(包装デザイン等の変更、表示方法の変更等、食品内容は変わらないもの)の場合も同じ。デザイン等の変更は、変更が確認できる写真を様式8に貼り込むこと。

\*変更申請の場合は認証の更新時期は変わらない(最初の認証または認証の更新時から5年間)。宇宙日本食認証品の場合は、宇宙日本食の初回認証日または認証の更新時から5年間。

#### 9

\* 認証通知書は、賞状用紙に製品名、認証番号、認証期間等を印字したもの。 番号通知等は pdf 書類のメール添付および郵送でも行う。

### 日本災害食 認証申請に関する手続き・料金

### 認証申請手続きの流れ (認証基準および補足説明を参照すること)

申請事業者	認証事務局(日本災害食学会)
1.申請書類(Excel)・資料をメール添付/大容量データ送	
信サービス(宅ふぁいる等)で認証事務局へ送付	
宛先アドレス ninsho@telepac.jp	
	2.受理番号通知発行、審査料請求
	書類不備(記載不十分、資料不足等)が判明した場合、
	合わせて連絡
3.商品サンプルの送付	
メールで送信済の申請書の出力に押印したものを同封	
	4.認証委員会による審査会議開催(年4回及び臨時開
	催)
	基準を満たしていると判断された場合は、認証決定
	5.審査結果通知
	認証決定の場合はさらに9へ
6.審査結果通知に対する応答	
不足資料の提出、要請に応じた説明ほか	
応答期間3か月とする。	
*再検査等で3か月以上を要する場合は連絡すること	
期限までの応答がない場合は取り下げとみなし、デー	
タ抹消(後日再度申請する場合は新規申請となる)	
	7.審査会議開催・審査結果通知
8.上記 6 に同じ	
	9.認証決定通知、登録料請求
10.登録料入金	
	11.認証番号通知、ロゴデータ付与

### 認証申請書(Excel)記載上の注意及び認証申請の準備

(一般の食品は様式A、宇宙日本食認証品は、様式Bを用いること)

(申請書内にチェックリストがあるので確認に用いること)

1. 日本災	害食認証申請書の記載	について
様式	名称	記載事項、添付書類等*
様式1	日本災害食認証申請	申請者名:決裁権を持つ者(役員、代表取締役など)
	書	価格:希望価格、参考価格など具体的な数字を記入
		申請企業と「販売者」「製造者」が異なる場合は会社名、住所を記載

株式 2			
びその委託先の管理方法等自社の取り組みを記載する。 宇宙日本食認証品については、申請食品の開発・運用の体制は記載不要 様式 4 設備に関する資料 製造フロー図添付。 個別に関連機械の名称(一般名称でも可)、機械の型番(任意)、製造社名 (任意)、まな仕様、性能(機略寸法、消費電力、精度、製造数量/単位時間等)の記載が必要。 宇宙日本食認証品については、製造設備の変更・追加がない場合は提出不要 様式 5 衛生管理に関する資 該当する衛生管理体制を示し、それを証明する書類(コピー可)。 または、HACCPに沿った衛生管理計画と保健所検査結果の複写(衛生管理計画の責任部門の明記が必要)。 宇宙日本食認証品については、製造設備の変更・追加がない場合は提出不要 様式 7 保存性説明資料 宇宙日本食認証品については、販売実施は参考情報とする 様式 7 保存性説明資料 (保存性に関する参考資料参照)。 ・保存可認験に関する資料(規定する機関又は品質保証体制が確立されている自社の試験部門で実施したもの)。 ・保存条件(温度、湿度、場所、期間等)。・検査補果・ ・検査結果・ ・被直集し、対験結果に基づく結論 保存期間の短縮等を行った場合 加速試験の設定の根拠の説明や自社の実績、文献(該当部分の複写)などの資料を添付する。 また、認証後、実際の資味期間の保存を行い、設定した期間が妥当であることを確認すること。 宇宙日本食認証品については、バッケージの変更がない場合は提出不要 様式 8 保管・輸送性及び容 器包装説明資料 様式 9 栄養に関する説明資 株式 9 栄養に関する説明資 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1	様式 2	申請食品の説明及び	申請担当者:事務局と直接連絡を行う担当者
様式3   製造設備の設置場所   宇宙日本食認証品については、製造設備の変更・追加がない場合は提出不要   製造フロー図添付。		開発・運用の体制	製造委託をしている場合は、委託先がどのような品質管理をしているか、及
様式 3 製造設備の設置場所 宇宙日本食認証品については、製造設備の変更・追加がない場合は提出不要 製造フロー図添付。 個別に製造機械の名称(一般名称でも可)、機械の型番(任意)、製造社名(任意)、主な仕様・性能(機略寸法、消費電力、精度、製造数量/単位時間等)の記載が必要。 宇宙日本食認証品については、製造設備の変更・追加がない場合は提出不要 該当する衛生管理体制を示し、それを証明する書類(コピー司)。または、HACCPに治った衛生管理計画と保健所検査結果の複写(衛生管理計画の責任部門の明記が必要)。 宇宙日本食認証品については、製造設備の変更・追加がない場合は提出不要 様式 7 保存性説明資料 宇宙日本食認証品については、販売実績は参考情報とする 賞味期間を決めたプロセスを明確化する。 < *保存性に関する参考資料参照 > 保存試験に関する資料(規定する機関又は品質保証体制が確立されている自社の試験部門で実施したもの)・保存条件(温度、温度、場所、期間等)・検査項目(この中で微生物検査と管能検査、必要に応じて理化学検査を実施)および判定基準・検査結果・試験結果に基づく結論保存期間の短縮等を行った場合加速試験の設定の根拠の説明や自社の実績、文献(該当部分の複写)などの資料を添付する。また、認証後、実際の資味期間の保存を行い、設定した期間が妥当であることを確認すること。 宇宙日本食認証品については、バッケージの変更がない場合は提出不要 様式 9 保養に関する説明資料 社内・社外を問わないが、栄養分析の結果データか、計算値等の根拠の説明が必要。			びその委託先の管理方法等自社の取り組みを記載する。
様式4 設備に関する資料 製造フロー図添付。 個別に製造機械の名称(一般名称でも可)、機械の型番(任意)、製造社名 (任意)、主な仕様・性能(概略寸法、消費電力、精度、製造数量/単位時間等)の記載が必要。 宇宙日本食認証品については、製造設備の変更・追加がない場合は提出不要 様式5 衛生管理に関する資料 該当する衛生管理体制を示し、それを証明する書類(コピー可)。 または、HACCPに沿った衛生管理計画と保健所検査結果の複写(衛生管理計画の責任部門の明記が必要)。 宇宙日本食認証品については、製造設備の変更・追加がない場合は提出不要 様式6 品質説明資料 宇宙日本食認証品については、販売実績は参考情報とする 「実施期度次めたプロセスを明確化する。 〈*保存性に関する参考資料参照〉、保存性院明する資料(規定する機関又は品質保証体制が確立されている自社の試験部門で実施したもの)・保存条件(温度、湿度、場所、期間等)・検査項目(この中で微生物検査と官能検査、必要に応じて理化学検査を実施)および判定基準・検査結果・試験結果に基づく結論保存期間の短縮等を行った場合 加速試験の設定の根拠の説明や自社の実績、文献(該当部分の複写)などの資料を添けする。 また、認証後、実際の質味期間の保存を行い、設定した期間が妥当であることを確認すること。 宇宙日本食認証品については、パッケージの変更がない場合は提出不要 「構成 8 保管・輸送性及び容器の支援が明算料 社内・社外を問わないが、栄養分析の結果データか、計算値等の根拠の説明が必要。			宇宙日本食認証品については、申請食品の開発・運用の体制は記載不要
個別に製造機械名称(一般名称でも可)、機械の型番(任意)、製造社名 (任意)、主な仕様・性能(機略寸法、消費電力、精度、製造数量/単位時間等)の記載が必要。 宇宙日本食認証品については、製造設備の変更・追加がない場合は提出不要 様式5 衛生管理に関する資 料 または、HACCPに沿った衛生管理計画と保健所検査結果の複写(衛生管理計画の責任部門の明記が必要)。 宇宙日本食認証品については、製造設備の変更・追加がない場合は提出不要 株式6 品質説明資料 宇宙日本食認証品については、製造設備の変更・追加がない場合は提出不要 (保存性説明資料 宇宙日本食認証品については、販売実績は参考情報とする (保存性説明資料 学専日本食認証品については、販売実績は参考情報とする (保存性説明資料 (保存性に関する参考資料参照>、保存情報に関する資料(規定する機関又は品質保証体制が確立されている自社の試験部門で実施したもの)・保存条件(温度、湿度、場所、期間等)・検査項目(この中で微生物検査と官能検査、必要に応じて理化学検査を実施)および判定基準・検査結果 ・試験結果に基づく結論 (保存期間の短縮等を行った場合 加速試験の設定の根拠の説明や自社の実績、文献(該当部分の複写)などの資料を影けする。また、認証後、実際の質味期間の保存を行い、設定した期間が妥当であることを確認すること。 宇宙日本食認証品については、パッケージの変更がない場合は提出不要 株式8 保管・輸送性及び容器包装説明資料 株式9 栄養に関する説明資料  社内・社外を問わないが、栄養分析の結果データか、計算値等の根拠の説明が必要。	様式3	製造設備の設置場所	宇宙日本食認証品については、製造設備の変更・追加がない場合は提出不要
(任意)、主な仕様・性能(糠略寸法、消費電力、精度、製造数量/単位時間等)の記載が必要。 宇宙日本食認証品については、製造設備の変更・追加がない場合は提出不要 様式 5 衛生管理に関する資 該当する衛生管理体制を示し、それを証明する書類(コピー可)。 または、HACCPに沿った衛生管理計画と保健所検査結果の複写(衛生管理計画の責任部門の明記が必要)。 宇宙日本食認証品については、製造設備の変更・追加がない場合は提出不要 様式 7 保存性説明資料 宇宙日本食認証品については、販売実績は参考情報とする (本保存性に関する参考資料参照>・保存試験に関する資料(規定する機関又は品質保証体制が確立されている自社の試験部門で実施したもの)・保存条件(温度、湿度、場所、期間等)・検査項目(この中で微生物検査と官能検査、必要に応じて理化学検査を実施)および判定基準・検査結果・試験結果に基づく結論保存期間の短端等を行った場合加速試験の設定の根拠の説明や自社の実績、文献(該当部分の複写)などの資料を添付する。また、認証後、実際の賞味期間の保存を行い、設定した期間が妥当であることを確認すること。宇宙日本食認証品については、バッケージの変更がない場合は提出不要 様式 8 保管・輸送性及び容器の支援を関する説明資料 様式 9 栄養に関する説明資料 株式 9 栄養に関する説明資料 株式 9 栄養に関する説明資	様式 4	設備に関する資料	製造フロー図添付。
等)の記載が必要。 宇宙日本食認証品については、製造設備の変更・追加がない場合は提出不要 様式5 衛生管理に関する資 料 総当する衛生管理体制を示し、それを証明する書類(コピー可)。 または、HACCPに沿った衛生管理計画と保健所検査結果の複写(衛生管理計画の責任部門の明記が必要)。 宇宙日本食認証品については、製造設備の変更・追加がない場合は提出不要 様式7 保存性説明資料 宇宙日本食認証品については、販売実績は参考情報とする 「保存性説明資料 管味期間を決めたプロセスを明確化する。 < *保存性に関する参考資料参照> ・保存試験に関する資料(規定する機関又は品質保証体制が確立されている自社の試験部門で実施したもの) ・保存条件(温度、湿度、場所、期間等) ・検査項目(この中で微生物検査と官能検査、必要に応じて理化学検査を実施) および判定基準 ・検査結果 ・試験結果に基づく結論 保存期間の短縮等を行った場合 加速試験の設定の根拠の説明や自社の実績、文献(該当部分の複写)などの資料を添付する。 また、認証後、実際の資味期間の保存を行い、設定した期間が妥当であることを確認すること。 宇宙日本食認証品については、パッケージの変更がない場合は提出不要 様式8 保管・輸送性及び容 器包装説明資料 様式9 栄養に関する説明資 料			個別に製造機械の名称(一般名称でも可)、機械の型番(任意)、製造社名
# 宇宙日本食認証品については、製造設備の変更・追加がない場合は提出不要			(任意)、主な仕様・性能(概略寸法、消費電力、精度、製造数量/単位時間
様式5 衛生管理に関する資 該当する衛生管理体制を示し、それを証明する書類(コピー可)。 または、HACCPに沿った衛生管理計画と保健所検査結果の複写(衛生管理計画の責任部門の明記が必要)。 宇宙日本食認証品については、製造設備の変更・追加がない場合は提出不要 様式6 品質説明資料 宇宙日本食認証品については、販売実績は参考情報とする			等)の記載が必要。
料 または、HACCPに沿った衛生管理計画と保健所検査結果の複写(衛生管理計画の責任部門の明記が必要)。 宇宙日本食認証品については、製造設備の変更・追加がない場合は提出不要 「宇宙日本食認証品については、販売実績は参考情報とする 「農味期間を決めたプロセスを明確化する。 <*保存性説明資料 (場定期間を多考資料を照>)・保存試験に関する資料(規定する機関又は品質保証体制が確立されている自社の試験部門で実施したもの)・保存条件(温度、湿度、場所、期間等)・検査項目(この中で微生物検査と官能検査、必要に応じて理化学検査を実施)および判定基準・検査結果・試験結果に基づく結論保存期間の短縮等を行った場合加速試験の設定の根拠の説明や自社の実績、文献(該当部分の複写)などの資料を添付する。また、認証後、実際の賞味期間の保存を行い、設定した期間が妥当であることを確認すること。 宇宙日本食認証品については、パッケージの変更がない場合は提出不要 「株式 8 保管・輸送性及び容器と意味を表現していては、パッケージの変更がない場合は提出不要 「株式 8 保管・輸送性及び容器と表現で表現を表現である。 「おより、実際の賞味期間の保存を行い、設定した期間が妥当であることを確認すること。 「おより、実際の賞味期間の保存を行い、設定した期間が妥当であることを確認すること。」 「おより、実際の賞味期間の保存を行い、設定した期間が妥当であることを確認すること。」 「おより、実際の賞味期間の保存を行い、設定した期間が妥当であることを確認すること。」 「おより、実際の賞味期間の保存を行い、設定した期間が必要当であることを確認すること。」 「おより、実際の賞味期間の保存を行い、設定した期間が妥当であることを確認する説明資料」 「おより、実際の質は、またし、とは、またし、とは、またし、とは、またし、とは、またし、とは、またし、とは、またし、とは、またし、とは、またし、とは、またし、とは、またし、とは、またし、とは、またし、とは、またし、とは、またし、とは、またし、とは、またし、とは、またし、とは、またし、とは、またし、またし、とは、またし、とは、またし、とは、またし、とは、またし、とは、またし、とは、またし、とは、またし、またし、とは、またし、またし、またし、とは、またし、またし、またし、またし、またし、またし、またし、またし、またし、またし			宇宙日本食認証品については、製造設備の変更・追加がない場合は提出不要
画の責任部門の明記が必要)。 宇宙日本食認証品については、製造設備の変更・追加がない場合は提出不要 様式 6 品質説明資料 宇宙日本食認証品については、販売実績は参考情報とする 様式 7 保存性説明資料 賞味期間を決めたプロセスを明確化する。 〈*保存性に関する参考資料参照〉 ・保存試験に関する資料(規定する機関又は品質保証体制が確立されている自社の試験部門で実施したもの) ・保存条件(温度、湿度、場所、期間等) ・検査項目(この中で微生物検査と官能検査、必要に応じて理化学検査を実施)および判定基準 ・検査結果 ・試験結果に基づく結論 保存期間の短縮等を行った場合 加速試験の設定の根拠の説明や自社の実績、文献(該当部分の複写)などの資料を添付する。 また、認証後、実際の賞味期間の保存を行い、設定した期間が妥当であることを確認すること。 宇宙日本食認証品については、バッケージの変更がない場合は提出不要 様式 8 保管・輸送性及び容器の表記記録については、バッケージの変更がない場合は提出不要 様式 8 保管・輸送性及び容器の表記記録音	様式 5	衛生管理に関する資	該当する衛生管理体制を示し、それを証明する書類(コピー可)。
# 宇宙日本食認証品については、製造設備の変更・追加がない場合は提出不要		料	または、HACCP に沿った衛生管理計画と保健所検査結果の複写(衛生管理計
様式 6 品質説明資料 宇宙日本食認証品については、販売実績は参考情報とする 様式 7 保存性説明資料 賞味期間を決めたプロセスを明確化する。			画の責任部門の明記が必要)。
様式 7 保存性説明資料 賞味期間を決めたプロセスを明確化する。 < *保存性に関する参考資料参照 > ・保存試験に関する資料(規定する機関又は品質保証体制が確立されている自社の試験部門で実施したもの) ・保存条件(温度、湿度、場所、期間等) ・検査項目(この中で微生物検査と官能検査、必要に応じて理化学検査を実施) および判定基準 ・検査結果 ・試験結果に基づく結論 保存期間の短縮等を行った場合 加速試験の設定の根拠の説明や自社の実績、文献(該当部分の複写)などの資料を添付する。 また、認証後、実際の賞味期間の保存を行い、設定した期間が妥当であることを確認すること。 宇宙日本食認証品については、パッケージの変更がない場合は提出不要 様式 8 保管・輸送性及び容器も表現である。 器包装説明資料  社内・社外を問わないが、栄養分析の結果データか、計算値等の根拠の説明が必要。			宇宙日本食認証品については、製造設備の変更・追加がない場合は提出不要
<ul> <li>(*保存性に関する参考資料参照&gt;         <ul> <li>保存試験に関する資料(規定する機関又は品質保証体制が確立されている自社の試験部門で実施したもの)</li> <li>保存条件(温度、湿度、場所、期間等)</li> <li>検査項目(この中で微生物検査と官能検査、必要に応じて理化学検査を実施)および判定基準</li> <li>検査結果</li> <li>試験結果に基づく結論保存期間の短縮等を行った場合加速試験の設定の根拠の説明や自社の実績、文献(該当部分の複写)などの資料を添付する。また、認証後、実際の賞味期間の保存を行い、設定した期間が妥当であることを確認すること。宇宙日本食認証品については、パッケージの変更がない場合は提出不要</li> </ul> </li> <li>様式8 保管・輸送性及び容器包装説明資料 </li> <li>様式9 栄養に関する説明資料 </li> <li>社内・社外を問わないが、栄養分析の結果データか、計算値等の根拠の説明が必要。</li> </ul>	様式6	品質説明資料	宇宙日本食認証品については、販売実績は参考情報とする
・保存試験に関する資料(規定する機関又は品質保証体制が確立されている自社の試験部門で実施したもの) ・保存条件(温度、湿度、場所、期間等) ・検査項目(この中で微生物検査と官能検査、必要に応じて理化学検査を実施) および判定基準 ・検査結果 ・試験結果に基づく結論 保存期間の短縮等を行った場合 加速試験の設定の根拠の説明や自社の実績、文献(該当部分の複写)などの資料を添付する。 また、認証後、実際の賞味期間の保存を行い、設定した期間が妥当であることを確認すること。 宇宙日本食認証品については、パッケージの変更がない場合は提出不要 様式8 保管・輸送性及び容器と表記証品については、パッケージの変更がない場合は提出不要 様式8 保管・輸送性及び容器と表記証品については、パッケージの変更がない場合は提出不要 様式8 保管・輸送性及び容器と表記証品については、パッケージの変更がない場合は提出不要 様式8 保管・輸送性及び容器と表記証品については、パッケージの変更がない場合は提出不要	様式7	保存性説明資料	賞味期間を決めたプロセスを明確化する。
自社の試験部門で実施したもの) ・保存条件(温度、湿度、場所、期間等) ・検査項目(この中で微生物検査と官能検査、必要に応じて理化学検査を実施) および判定基準 ・検査結果 ・試験結果に基づく結論 保存期間の短縮等を行った場合 加速試験の設定の根拠の説明や自社の実績、文献(該当部分の複写)などの資料を添付する。 また、認証後、実際の賞味期間の保存を行い、設定した期間が妥当であることを確認すること。 宇宙日本食認証品については、バッケージの変更がない場合は提出不要  様式8 保管・輸送性及び容器 つきを貼る。 保管・輸送性及び容器 つきをいる とを確認することを確認すること。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			<*保存性に関する参考資料参照>
・保存条件(温度、湿度、場所、期間等) ・検査項目(この中で微生物検査と官能検査、必要に応じて理化学検査を実施) および判定基準 ・検査結果 ・試験結果に基づく結論 保存期間の短縮等を行った場合 加速試験の設定の根拠の説明や自社の実績、文献(該当部分の複写)などの資料を添付する。 また、認証後、実際の賞味期間の保存を行い、設定した期間が妥当であることを確認すること。 宇宙日本食認証品については、パッケージの変更がない場合は提出不要 様式8 保管・輸送性及び容器の表記については、パッケージの変更がない場合は提出不要 様式8 保管・輸送性及び容器の表記については、パッケージの変更がない場合は提出不要 様式8 保管・輸送性及び容器の表記については、パッケージの変更がない場合は提出不要 が必要。			・保存試験に関する資料(規定する機関又は品質保証体制が確立されている
・検査項目(この中で微生物検査と官能検査、必要に応じて理化学検査を実施) および判定基準 ・検査結果 ・試験結果に基づく結論 保存期間の短縮等を行った場合 加速試験の設定の根拠の説明や自社の実績、文献(該当部分の複写)などの 資料を添付する。 また、認証後、実際の賞味期間の保存を行い、設定した期間が妥当であることを確認すること。 宇宙日本食認証品については、パッケージの変更がない場合は提出不要  様式8 保管・輸送性及び容 器包装説明資料 株式9 栄養に関する説明資 料 社内・社外を問わないが、栄養分析の結果データか、計算値等の根拠の説明 が必要。			自社の試験部門で実施したもの)
および判定基準 ・検査結果 ・試験結果に基づく結論 保存期間の短縮等を行った場合 加速試験の設定の根拠の説明や自社の実績、文献(該当部分の複写)などの資料を添付する。 また、認証後、実際の賞味期間の保存を行い、設定した期間が妥当であることを確認すること。 宇宙日本食認証品については、パッケージの変更がない場合は提出不要  様式8 保管・輸送性及び容器包装説明資料  様式9 栄養に関する説明資料  社内・社外を問わないが、栄養分析の結果データか、計算値等の根拠の説明が必要。			・保存条件(温度、湿度、場所、期間等)
・検査結果 ・試験結果に基づく結論 保存期間の短縮等を行った場合 加速試験の設定の根拠の説明や自社の実績、文献(該当部分の複写)などの 資料を添付する。 また、認証後、実際の賞味期間の保存を行い、設定した期間が妥当であることを確認すること。 宇宙日本食認証品については、パッケージの変更がない場合は提出不要  様式8 保管・輸送性及び容器も表記については、パッケージの変更がない場合は提出不要  様式9 栄養に関する説明資料  社内・社外を問わないが、栄養分析の結果データか、計算値等の根拠の説明が必要。			・検査項目(この中で微生物検査と官能検査、必要に応じて理化学検査を実施)
・試験結果に基づく結論 保存期間の短縮等を行った場合 加速試験の設定の根拠の説明や自社の実績、文献(該当部分の複写)などの 資料を添付する。 また、認証後、実際の賞味期間の保存を行い、設定した期間が妥当であることを確認すること。 宇宙日本食認証品については、パッケージの変更がない場合は提出不要  様式8 保管・輸送性及び容 器包装説明資料  様式9 栄養に関する説明資 料 社内・社外を問わないが、栄養分析の結果データか、計算値等の根拠の説明 が必要。			および判定基準
保存期間の短縮等を行った場合			・検査結果
加速試験の設定の根拠の説明や自社の実績、文献(該当部分の複写)などの 資料を添付する。 また、認証後、実際の賞味期間の保存を行い、設定した期間が妥当であることを確認すること。 宇宙日本食認証品については、パッケージの変更がない場合は提出不要 様式 8 保管・輸送性及び容 器包装説明資料 様式 9 栄養に関する説明資 料 社内・社外を問わないが、栄養分析の結果データか、計算値等の根拠の説明が必要。			・試験結果に基づく結論
資料を添付する。 また、認証後、実際の賞味期間の保存を行い、設定した期間が妥当であることを確認すること。 宇宙日本食認証品については、パッケージの変更がない場合は提出不要   様式8   保管・輸送性及び容器   器包装説明資料   様式9   栄養に関する説明資料   社内・社外を問わないが、栄養分析の結果データか、計算値等の根拠の説明が必要。			保存期間の短縮等を行った場合
また、認証後、実際の賞味期間の保存を行い、設定した期間が妥当であることを確認すること。 宇宙日本食認証品については、パッケージの変更がない場合は提出不要  様式8 保管・輸送性及び容 写真や図を貼る。 器包装説明資料  様式9 栄養に関する説明資 社内・社外を問わないが、栄養分析の結果データか、計算値等の根拠の説明が必要。			加速試験の設定の根拠の説明や自社の実績、文献(該当部分の複写)などの
様式8       保管・輸送性及び容 器包装説明資料       写真や図を貼る。         様式9       栄養に関する説明資 料       社内・社外を問わないが、栄養分析の結果データか、計算値等の根拠の説明が必要。			資料を添付する。
宇宙日本食認証品については、パッケージの変更がない場合は提出不要			また、認証後、実際の賞味期間の保存を行い、設定した期間が妥当であるこ
様式8保管・輸送性及び容器 器包装説明資料写真や図を貼る。様式9栄養に関する説明資料社内・社外を問わないが、栄養分析の結果データか、計算値等の根拠の説明が必要。			とを確認すること。
器包装説明資料 様式 9 栄養に関する説明資 社内・社外を問わないが、栄養分析の結果データか、計算値等の根拠の説明 が必要。			宇宙日本食認証品については、パッケージの変更がない場合は提出不要
様式 9 栄養に関する説明資 社内・社外を問わないが、栄養分析の結果データか、計算値等の根拠の説明 料 が必要。	様式8	保管・輸送性及び容	写真や図を貼る。
料が必要。		器包装説明資料	
	様式 9	栄養に関する説明資	社内・社外を問わないが、栄養分析の結果データか、計算値等の根拠の説明
宇宙日本食認証品については、宇宙日本食認証時に取得したデータを流用可		料	が必要。
			宇宙日本食認証品については、宇宙日本食認証時に取得したデータを流用可
様式 10 災害時の役立ち度に 要配慮者:災害時に、どういう人の役に立つのかを記入。	様式 10	災害時の役立ち度に	要配慮者:災害時に、どういう人の役に立つのかを記入。
関する説明資料 認証ロゴの使用場所:商品、カートンについて。(予定でも可)文章あるい		関する説明資料	認証ロゴの使用場所:商品、カートンについて。(予定でも可)文章あるい
は予定図でも可。			は予定図でも可。

2. 製品サンプルについて	
サンプル数量	個食は各5個。 炊出し用など大人数用商品は応相談
同梱品	①カートンについては、災害時の積載強度を確認するため、スペックおよび
	写真、あるいは現物を同梱すること
	②認証ロゴマークを使用した製品、カートン、パンフレット、ホームページ
	のコピーなどをサンプルとして各1個(部)ずつ、もしくはそれと同等の写
	真を提出する。

### 認証取得後の変更・更新

\*変更申請は、最新の認証済み申請書 (Excel データ)をベースに、変更箇所を判別可能に赤色等に変えて修正を行い、該当様式のシートの見出しの色も変えること。

手続き	様式	内容
【変更】	様式1	「変更」をチェック、 ( ) に理由等を記入
包装デザイン		デザイン変更のみ:書類提出のみ。
原材料		*法律に基づいた表示変更は該当しない。
製造設備の場所・製造設備		原材料、製造設備の場所及び製造設備、保存性に関わる変更は
その他保存性に関わる変更		要審査。
	様式3	製造設備の設置場所について記載
	様式4	製造設備の変更について記載、
		製造フロー図を貼付。
	様式7	保存性に関わる変更
	様式8	変更したデザイン、
*認証番号・期間は変わらない		表示等の変更が判別できるように図・写真を貼付する。
【更新】	様式 1	「更新」をチェック。
認証期間満了(5年間)後,変		担当者・連絡先の変更があれば変更し <mark>赤色等</mark> に変える
更がなく認証登録を継続する		*更新の申請は認証期限の1年前から行うことができる。
場合		

### 費用

26713	
新規申請時	審査料 1 品目 5 万円、同一設備の生産品追加 1 品目につき 1 万円
	宇宙日本食認証品は1品目2万5千円、同一設備の生産品追加1品目につき5千円
	登録料 1 品目 5 万円、同一設備の生産品追加 1 品目につき 1 万円
変更時	【審査が必要な場合】審査料 1 品目 5 千円
更新時	登録料 1 品目 5 万円、同一設備の生産品追加 1 品目につき 1 万円
	*日本災害食学会の法人会員は無料
2 通目以降の認証通知	手数料 1000 円
書の発行	

# 認証申請書 様式A (一般用)

### 認証申請チェックリスト

種別	番号	名称	記載事項、添付書類等*	снк
書類	様式1	日本災害食認証申請書	申請企業名、責任者名:決裁権を持つ者を記載変更:製造設備の場所、保存性に関わる変更(要審査)、包装デザイン変更など 更新:変更がなく認証登録を継続する場合	
	様式2	申請食品の説明及び開発・運用の体制	申請担当者:事務局と直接連絡を行う担当者 自社の開発体制等(組織図、商品開発フロー図等) 委託先での品質管理に関する資料	
	様式3	製造設備の設置場所		
	様式4	設備に関する資料	製造フロ一図を添付	
	様式5	衛生管理に関する資料	各種認定証等、または衛生管理計画と保健所検査結 果の複写。 衛生管理計画の責任部門の明記が必要。	
	様式6	品質説明資料		
	様式7	保存性説明資料	保存条件(温度・期間など)、試験項目、基準、試験報告書など各試験の生データの複写。加速試験の設定の根拠の説明や文献などの資料。文献は該当部分の複写も必要。	
	様式8	保管・輸送性及び容器包装説明資料	後日デザイン等変更の場合は変更箇所が確認できる ように写真や図を貼る。	
	様式9	栄養に関する説明資料	社内・社外を問わないが、栄養分析の結果データか、 計算経過の根拠の説明が必要。	
	様式10	災害時の役立ち度に関する説明資料	要配慮者:災害時に、どういう人の役に立つのかを記入。 認証ロゴの使用場所:商品、カートンについて。 (予定でも可)文章あるいは予定図でも可。	
日本災害食	申請食品	サンプル	個食は各5個。 炊出し用など大人数用商品は応相談	

\*カートンについては、災害時の積載強度を確認するため、スペックおよび写真、あるいは現物を同梱すること

\*認証ロゴマークを使用した製品、カートン、パンフレット、ホームページのコピーなどをサンプルとして各1個(部)ずつ、もしくはそれと同等の写真を提出する。

### 日本災害食認証申請書

101				申請日	年	月 1	日
	日本災害	食学会殿					
102			申請企業名				
			責任者名				$\neg$
			所在地				
103		日本災害食の認証を					- $-$
100			. 中丽しより 申請内容が変更になったた&	、 亦面山蛙 l 士	<del>_</del>		
			P調内台が変更になうにに0	7、 多史中間しま	9 0	`	
		(変更点:				)	
		(変更理由:			. =	)	
		※変更内容が明確に	こなるように、前後の様式をそ	それぞれ添付する	か、見え消しで	記載してください	, \ <sub>0</sub>
		日本災害食の認証の	)更新を申請します。				
			事項を遵守し、申請食品の	評価に必要な全て	ての情報を提供し	<b>、</b> ます。	
104	食品の概	品名(和文)					
	要	品名(英文)				,	
105		認証番号(既得の場合)					
106		食品の種類	□ 主食 □ 副食 □ 汁	物 口 デザート			
			□ 飲料 □ 調味料 □	その他(	)		
107		製造分類	□ 缶詰 □レトルト □ ぴ				
			□ 乾燥食品 □その他(		)		
108		発売日	T TOWNER OF COME		,		$\dashv \sqcap$
100		賞味期間					-
			.°> ¬11 4% + 7.48	ヘムエム! マノギ	.4.		
110		規格・荷姿	パンフレットがある場	合は添付してくた	1351		
111		個包装 内容量					
112		カートン 入り数					
		総重量					
113		販売形態	ロ 小売り用 ロ 業務月	月 口消	費者用		
114		価格(標準小売り)					
115	申請企業	社名(和文)				,	
	名	社名(英文)					
116		ホームページURL					
		製品紹介URL					
		申請企業の実績					
117	販売者	会社名					$\dashv \sqcap$
,	(申請企業	住所					
	と異なる場合)						
	製造者	会社名					
		住所					
	と異なる場	JE171					
	合)						
118				由語學			$\dashv \sqcap$
	日本災害 食学会記		認証委員会	・ロッ 会にて、ごも申請受			
	入欄		10 mm > 90 d				

✔: 基準を満足、×:基準を満足しない 未:未記入、?:内容に疑問あり 有:記載あり 無:記載なし

### 申請食品の説明及び開発・運用の体制

201	平常時の喫食方法	□ そのままで喫食	食できます □ 電子レンジで温めてください	
		□ 注水が必要です	す ロ 茹でるなど調理してください	
		│ □ 注湯が必要です	す 口 その他( )	
		<b>□ 湯煎などで温め</b>	<b>めてください</b>	
		<ul><li>□ 発熱剤がついて</li></ul>	ています	
202	災害時の喫食方法	□ そのままで喫食	食できます □ その他	
		 □ 注水が必要です		
		□ 注湯が必要です		
		□ 湯煎などで温め	めてください	
		<ul><li></li></ul>		
203		所属		
		氏名		
	中等也少老	電子メールアドレス		
	申請担当者 連絡先•書類送付先			
		FAX番号		
		書類送付先住所	Ŧ	
204	開発・製造・供給の			
	体制 (会社組織図、商品			
	開発フロー図など)			
	【基準 3.2~3.5】			
	製造委託をしている			
205	場合は、委託先の		添付資料 □有り □無し	
	管理方法	Jests dell'alle en la constant		
			と記で品質管理試験を実施している。	
		委託先の品質管理	理記録(試験結果等を含む)を取り寄せて確認している等	
[				
	日本災害			
	食学会記 入欄			
	1979			

### 製造設備の設置場所

会社名 (委託等の場合)	住所	実施作業	備考
□ 自社			
□ 委託先			
日本災害 食学会記			
入欄			

### 製造設備に関する資料 \*製造フロー図添付のこと。↓

	設備名(一般名称で 可)	型番(任意)	製造メーカ名(任意)	主な仕様・性能(実際の製造時)	
401					
402					
	*製造フ	ロー図添付のこと。   			
		<u> </u>	<u> </u>		
	日本災害 食学会記 入欄				

### 衛生管理に関する資料

1 🗆	ISO22000、FSSC22000等の国際規格の認証を取得している施設であり、
	認証を証明する書類を添付
	JAS認定工場であり、認定を証明する書類を添付
	食品衛生法による総合衛生管理製造過程の承認施設であり、認証を証明する書類を添付
	HACCPに沿った衛生管理計画を有し、自治体等の認証を受けているか、管轄の保健所による
	検査などで衛生管理に問題ないことが明確である施設であり、それを証明する書類を添付。
2 添付資料	4
	Т
日本災害 食学会訓	2 ·
入欄	

### 品質説明資料

601	輸送・保管・販売時 の温湿度条件		
	販売実績	発売開始年月	
	*類似品の場合は,新製。		
	であっても、1年の販売実	I	
	が存在するものとみなせ		
	根拠及び実績を記載する	•	
35			
40			
	日本災害 食学会記 入欄		

### 保存性説明資料

賞味期間						
検査対象サンプル						
賞味期間保証方法		『賞味期	間を保証できる保存試験	を実施。保存試験の約	吉果を添付。	
	紀	ま果を添作	寸。			
【基準 3.6.2】						
検査実施機関	□ 要	要件を満たす検査機関に検査を委託 食品衛生法に基づく登録検査機関 健康増進法に基づく登録試験機関 JABからISO/IEC17025に基づく試験所認定を受けた機関				
		※検査機	幾関の試験結果を示す成	績書等の写しを添付す	すること。	
					を提出すること。	
盎杏•討騇	検査実施項	目				
	口 理化学	学試験	<ul><li>□ 検査機関で実施</li><li>□ 自社で実施</li></ul>			
			試験責任部門 検査員数 評価基準			
			判定方法			
		賞味期間保証方法       □       財務         【基準 3.6.2】       □       財務         【基準 3.6.2】       □       要         検査実施機関       □       日本         検査・試験       □       微生物         □ 理化等       □       □	賞味期間保証方法         実賞味期         加速試験       結果を添え         ※加速       賞味期間         【基準 3.6.2】       要件を満角食健康増入ABか※検査材         以内のの       品質保証・※社内の         検査実施項目	実賞味期間を保証できる保存試験	実賞味期間を保証できる保存試験を実施。保存試験の経験は関係を表示には、	

### 保管・輸送性及び容器包装説明資料

1	保管条件		□8-1 常	温外での保管が可能な場合は根拠説明資料添付	
	基準 3.6.3]	<u> </u>			
2	輸送条件		□8-2 常	温外での保管が可能な場合は根拠説明資料添付	ļ
ı	基準 3.6.3				ı
3	容器包装		商品パッケージ(個装)	カートン(外装)	Į
		名称·型番			
		(任意)			
		サイズ			
		重量			
		使用材料			
		製造メーカ(任意)			
		説明			
		一括表示	□ 表示見本あり、添付		
			(表示が鮮明に見えるような見る	- 本を添付)	
			□ 表示見本のない場合、下記に!	尼載	
				一括表示の有無 ロ あり	
				ロなし	
		写真また は外観図			
		*変更の場			
		合は、新旧 が比較でき るように添			
		付すること			
	【基準 3.6.4	] ]			
			ı		
	日本災害				
	食学会記				
١	入欄				

### 栄養に関する説明資料

エネルギー・栄養素		災害時の参照量	成分表示(100g当り又は1食あたり) ( )内は参照量に対する1食あたりの充足率	別添番
			(100g当り、1食当たり)〇で囲む	
	エネルギー	2,000kcal	(充足率 %	)
	水分			
	たんぱく質	55g	(充足率 %	)
	脂質			
	炭水化物			
	食物繊維			
	灰分			
	ナトリウム			
	カリウム			
	カルシウム			
	リン			
	鉄			
	ビタミンA			
	ビタミンD			1
	ビタミンE			1
	ビタミンK			
	ビタミンB1	1.1mg	(充足率 %	)
	ビタミンB2	1.2mg	(充足率 %	)
	ビタミンC	100mg	(充足率 %	
	食塩相当量			
	太字:	がちで配慮必要なエ	→ ルゼニ -	
	灰吾時に不足し	からで配慮必要な工	イルイー・木養系   	
1本災害	Ē.			

### 災害時の役立ち度に関する説明資料

	対象		対象	配慮内容	
			栄養面		
1001	一般的事 項		その他		
1002	□		乳幼児		
			アレルギー患者		
			妊産婦		
			高齢者		
			栄養不良者		
		(腎	病者 臓、心臓、肝臓 D慢性疾患)		
			障害者 食、嚥下困難		
	□ 災害時	持救:	援活動者		
	□ 対象を	特別	定していない		
	□ その他	1			
1003	水濡れ、係 慮	発管:	容積などへの配		
1004	認証ロゴの	D使	用箇所	□商品パッケージ → □表 □裏面	
				ロカートン側面	
				ロパンフレット	
				ロホームページ	
				ロその他(	
·					
	日本災害				
	食学会記入欄				

# 認証申請書 様式 B (宇宙日本食認証品用)

### 日本災害食 認証申請チェックリスト(宇宙日本食認証品用)

種別	番号	名称	記載事項、添付書類等*	СНК
書類	様式1	日本災害食認証申請書	申請企業名、責任者名:決裁権を持つ者を記載 変更:製造設備の場所、保存性に関わる変更(要審査)、包装デ ザイン変更など 更新:変更がなく認証登録を継続する場合	
	様式2	申請食品の説明及び開発・ 運用の体制	申請担当者:事務局と直接連絡を行う担当者	
	様式3	製造設備の設置場所		
	様式4	設備に関する資料	宇宙日本食認証時と製造設備の変更・追加がない場合は提出不要	
	様式5	衛生管理に関する資料		
	様式6	品質説明資料	輸送・保管・販売時の温湿度条件 <b>認証情報を記載し、認証書の写しを添付</b>	
	様式7	保存性説明資料	宇宙日本食とパッケージが同じ場合は提出不要 宇宙日本食とパッケージを変更した場合は 保存条件(温度・期間など)、試験項目、基準、試験報告書など 各試験の生データの複写。加速試験の設定の根拠の説明や文献などの資料。文献は該当部分の複写も必要。または宇宙日本食とパッケージ性能が同等以上であることがわかる資料	
	様式8	保管・輸送性及び容器包装 説明資料	後日デザイン等変更の場合は変更箇所が確認できるように写真や図を貼る。	
	様式9	栄養に関する説明資料	宇宙日本食認証時に取得したデータを流用可	
	様式10	災害時の役立ち度に関する 説明資料	要配慮者:災害時に、どういう人の役に立つのかを記入。 認証 ロゴの使用場所:商品、カートンについて。(予定でも可)文章あ るいは予定図でも可。	
日本災害	<b>言食申請食</b>	品 サンプル	個食は各5個。 炊出し用など大人数用商品は応相談	

\*カートンについては、災害時の積載強度を確認するため、スペックおよび写真、あるいは現物を同梱すること

\*認証ロゴマークを使用した製品、カートン、パンフレット、ホームページのコピーなどをサンプルとして各1個(部)ずつ、もしくはそれと同等の写真を提出する。

### 日本災害食認証申請書

101				申請日	年	月	日
	日本災害	食学会殿					
102			申請企業名				
			責任者名				
			所在地				
103		日本災害食の認証を申	請します				
		(宇宙日本食の認証期	間:	~ .	. )		
		以下の理由により、申詞	請内容が変更になったため、	変更申請します。	•		
		(変更点:				)	
		(変更理由:				)	
		※変更内容が明確にな	るように、前後の様式をそれ	れぞれ添付するか	、見え消しで記	載してください	١,
		日本災害食の認証の勇	<b>更新を申請します。</b>				
		認証に関する要求	事項を遵守し、申請食品の評	平価に必要な全て	の情報を提供し	ます。	
104	食品の概	品名(和文)					
	要	品名(英文)					
105		認証番号(既得の場合)					
106		食品の種類	□ 主食 □ 副食 □ 汁	物 口 デザート			
			□ 飲料 □ 調味料 □	その他(	)		
107		製造分類	□ 缶詰 □レトルト □ で	びん詰 口凍結乾	燥		
			□ 乾燥食品 □その他(		)		,
108		宇宙日本食初回認証日					
109		賞味期間					
110		規格·荷姿	パンフレットがある場	合は添付してくだ	さい		
111		個包装 内容量					
112		カートン 入り数					
		総重量					
113		販売形態	□ 小売り用 □ 業務月	用 口消	費者用		
114		価格(標準小売り)					
115		社名(和文)					
	名	社名(英文)					
116		ホームページURL					
		製品紹介URL					
		申請企業の実績					
117	販売者	会社名					
	(申請企業と異なる場	住所					
	台)	会社名					
	製造者						
	(申請企業と異なる場合)	住所					
	<b>D</b> /						
118	口士巛宇				 受理番号:		
	日本災害 食学会記				受理年月日:		
	入欄						

✔: 基準を満足、×:基準を満足しない 未:未記入、?:内容に疑問あり 有:記載あり 無:記載なし

### 申請食品の説明及び開発・運用の体制

201	元半叶の曲を土は			
	平常時の喫食方法	□ そのままで喫食	できます ロ	電子レンジで温めてください
		□ 注水が必要です		茹でるなど調理してください
		□ 注湯が必要です		その他(
		□ 湯煎などで温め	てください	
		□ 発熱剤がついて	います	
02	災害時の喫食方法	□ そのままで喫食	できます	その他
		□ 注水が必要です	-	
		□ 注湯が必要です	-	
		□ 湯煎などで温め	てください	
		□ 発熱剤がついて	います	
03		所属		
		氏名		
	申請担当者	電子メールアドレス		
	連絡先•書類送付先	電話番号		
		FAX番号		
		書類送付先住所	<b>=</b>	
)4	開発・製造・供給の			添付資料 口有り2-1 口無し
	体制 (会社組織図、商品			
	開発フロー図など)			
	【基準 3.2~3.5】	口 宇宙日本食(こ)	の項目は記入不要)	
	【基準 3.2~3.5】 製造委託をしている 場合は、委託先の 管理方法	口 宇宙日本食(こ)	の項目は記入不要)	添付資料 口有り 口無し
	製造委託をしている 場合は、委託先の		<b>の項目は記入不要)</b> 品で品質管理試験を実施	
	製造委託をしている 場合は、委託先の	例) 製造日ごとの製品	品で品質管理試験を実施	
	製造委託をしている 場合は、委託先の	例) 製造日ごとの製品	品で品質管理試験を実施 理記録(試験結果等を含む	している。
	製造委託をしている 場合は、委託先の	例) 製造日ごとの製品 委託先の品質管理	品で品質管理試験を実施 理記録(試験結果等を含む	している。
	製造委託をしている 場合は、委託先の	例) 製造日ごとの製品 委託先の品質管理	品で品質管理試験を実施 理記録(試験結果等を含む	している。

### 製造設備の設置場所

会社名 (委託等の場合)	住所	実施作業	備考	
□ 自社				•
□ 委託先				
				+
				•
				•
				•
				•
本様式/:	 は、宇宙日本食認証時と製造設	備の変更・追加がない場合は	是出不要	
日本災害				
食学会記入欄				

### 製造設備に関する資料 \*製造フロー図添付のこと。↓

	設備名(一般名称で 可)	型番(任意)	製造メーカ名(任意)	主な仕様・性能(実際の製造時)	
401					
					·
402		             			
	◆ 表担ノ	<b>→ 「四州リツ</b> ∟C。			
	本様式は	 は、宇宙日本 <b>食認証</b> 田	  寺と製造設備の変更	・追加がない場合は提出不要	
	日本災害 食学会記				
	入欄				

### 衛生管理に関する資料

501		ISO22000、FSSC22000等の国際規格の認証を取得している施設であり、	
		認証を証明する書類を添付	
		JAS認定工場であり、認定を証明する書類を添付	
		食品衛生法による総合衛生管理製造過程の承認施設であり、認証を証明する書類を添付	
		HACCPに沿った衛生管理計画を有し、自治体等の認証を受けているか、管轄の保健所による	
		検査などで衛生管理に問題ないことが明確である施設であり、それを証明する書類を添付。	
502	添付資料		
		本様式は、宇宙日本食認証時と製造設備の変更・追加がない場合は提出不要	ı
	日本災害		
	食学会記 入欄		

### 品質説明資料

601	輸送・保管・販売時 の温湿度条件			
602	販売実績	発売開始年月		
	*類似品の場合は,新製品	- 		
	であっても、1年の販売実施	販売数量		
	が存在するものとみなせる	<u>ა</u>		
	根拠及び実績を記載する	l		
	宇宙日本食認証品は 販売実績は必須ではな い			
603		□ 宇宙日本食(認	証書の写しを添付して下さい)	
		食品名		
		認証番号		
		認証期間		
	日本災害 食学会記 入欄			

### 保存性説明資料

賞味期間						
検査対象サンプル						
賞味期間保証方法		実賞味期	間を保証できる保存試	験を実施。保存討	<b>、験の結果を</b> 液	<b>添付</b> 。
		結果を添	付。			
	П					
【基準 3.6.2】						
検査実施機関	□ 要件を満たす検査機関に検査を委託 食品衛生法に基づく登録検査機関 健康増進法に基づく登録試験機関 JABからISO/IEC17025に基づく試験所認定を受けた機関					
		※検査	機関の試験結果を示す	成績書等の写しる	を添付すること	0
					省名等を提出す	すること。
	検査実施	項目				
	口機生	E <b>物試験</b>				
	□理们	<b>と学試験</b>				
	口官能	検査	□ 検査機関で実施			
			□ 自社で実施			
			評価基準			
			判定方法			
	1		判定結果と理由			
	検査対象サンプル 賞味期間保証方法 【基準 3.6.2】 検査実施機関	検査対象サンプル 賞味期間保証方法  【基準 3.6.2】 検査実施機関  検査・試験  ( 微性	検査対象サンプル 実賞味期間保証方法 □ 実賞味期間保証方法 □ 加速試験	検査対象サンプル	検査対象サンブル    実賞味期間を保証できる保存試験を実施。保存記   本語	検査対象サンブル

### 保管・輸送性及び容器包装説明資料

1	保管条件		□8-1 常温外	での保管が可能な場合は根拠説明資料添付
	【基準 3.6.3】			
2	輸送条件		□8-2 常温外	での保管が可能な場合は根拠説明資料添付
1	【基準 3.6.3】			
3	容器包装		商品パッケージ(個装)	カートン(外装)
		名称•型番		
		(任意)		
		サイズ		
		重量		
		使用材料		
		製造メーカ任意)		
		説明		
		一括表示	□ 表示見本あり、添付	
			(表示が鮮明に見えるような見本を添	付)
			□ 表示見本のない場合、下記に記載	
				一括表示の有無 ロ あり
				ロなし
		写真また		
		は外観図		
		*変更の場		
		合は、新旧が比較でき		
		るように添 付すること		
	【基準 3.6.4	]		
	日本災害			
	食学会記 入欄			
	ノヘイオ			

### 栄養に関する説明資料

エネルギー・栄養素		災害時の参照量	成分表示(100g当り又は1食あたり) ( )内は参照量に対する1食あたりの充足率	別添番·
		(	100g当り、1食当たり)〇で囲む	
	エネルギー	2,000kcal	(充足率 %)	
	水分			
	たんぱく質	55g	(充足率 %)	
	脂質			
	炭水化物			
	食物繊維			
	灰分			
	ナトリウム			
	カリウム			
	カルシウム			
	リン			
	鉄			
	ビタミンA			
	ビタミンD			
	ビタミンE			
	ビタミンK			
	ビタミンB1	1.1mg	(充足率 %)	
	ビタミンB2	1.2mg	(充足率 %)	
	ビタミンC	100mg	(充足率 %)	
	食塩相当量			
	太字:			
		ドちで配慮必要なエネルキ -		
				l

37

### 災害時の役立ち度に関する説明資料

				1
		対象	配慮内容	
		□ 栄養面		
1001	一般的事 項	□ その他		
				,
1002		□ 乳幼児		
	要配慮者			
		□ アレルギー患者		
		□ 妊産婦		
		□ 高齢者		
		□ 栄養不良者		
		I METAL		
		(腎臓、心臓、肝臓 等の慢性疾患)		
		□ 障害者		
		(摂食、嚥下困難		
		等)		
	□ 災害闘	<b>持救援活動者</b>		
	□ 対象を	特定していない		
				-
	□ その他	<u> </u>		
1003	水濡れ、傷	保管容積などへの配		
	慮			
1004	認証ロゴの	の使用箇所	□商品パッケージ → □表 □裏面	
			ロカートン側面	
			ロパンフレット	
			ロホームページ	
			口その他( )	
				•
	口卡巛宇			
	日本災害 食学会記			
	入欄			

### 審査シート

1. 食品	品名及び申請企業						
2. 申言	青日						
3. 審査	Н						
4. 審査	!貝氏名						
5. 書類	審査の結果		2/FFD 4/4 3 0 lb + /m		Trbs = 31 4+	- <del>-</del>	
			必須項目: ✔/未 その他: 有/無	区丛	確認結 必須項目		
		101	申請日	必必	少須項目	て の1世	1佣-行
			申請企業	必	0		
			申請区分	必	0		
		104	申請食品名	必	0		
		105	認証番号			0	
			食品の種類	必	0		
			製造分類	必	0		
			発売日	必	0		
様式1	申請書表紙		賞味期間	必			
			規格・荷姿	必	0		
			個包装・内容量 カートン入数・総重量	必必	0		
			販売形態	必必	0		
			M 元 形 思	必必	0		
			申請企業名	必必	0	0	
			HP、商品紹介URL、実績等	必		0	
			販売者、製造者(申請者と異なる場合		0		
		118	申請受理番号及び受理年月日	必	0		
		201	平常時の喫食方法	必	0		
	食品の説明及び開発・運用	202	災害時の喫食方法	必	0		
様式2	の体制	203	申請担当者	必	0		
			開発・製造・供給の体制	必	0		
性士っ	製造設備の設置場所		委託先の管理方法 製造設備の設置場所	必必	0		
				必			
様式4	製造設備に関する資料		製造設備に関する資料	必	0		
様式5	衛生管理に関する資料		衛生管理の種類	必	0		
+ <del>+</del>			<u>添付資料</u> 輸送・保管・販売時の温湿度条件	必必	0		
様式6	品質説明資料	602	販売実績	必	0		
			賞味期間の保証され	必	0		
様式7	保存性説明資料		賞味期間の保証方法 検査実施機関	必必	0		
		704	検査・試験	必	0		
+ <del>*</del> - <del>*</del> 0	保管・輸送性及び容器包装	801	保管条件	必	0		
様式8	説明資料	802 803	輸送条件 容器包装	必必	0		
様式9	栄養に関する説明資料		栄養成分	×2.		0	
			栄養面での災害時の役立ち度		0		
様式10	災害時の役立ち度に関する 説明資料		想定対象者 水漏れ、保管容積などへの配慮		0		
	武 切 貝 个个		認証ロゴの使用箇所		0		
			必須項目数	34			
			必須項目合格(○)		0		
			必須項目不合格(×)		0		
			必須項目未記入(未)		0		
			未確認項目		34		
			<b>水脏</b> 心炎日		J 07		
6. 調理	等適合検査の結果						
							<del></del>
7. 結論	i ,		1				
	ļ		合格				
	ļ		不合格(理由:		)		
8. 特記	事項		判断保留(理由:		)		
O. TOTAL	7-8						
✓. 甘	進を満足 y . 其進た漢史した	1.) ±	:未記入、?:内容に疑問あり 有:記	載ねり	」 無·記載:	והל	
<b>y</b> . 巫	ナに言ん、^ 坐于で画んしる	· · · · ·	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	サルベンン	/ /// pL 里人	ひし	